

別 添

入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート調査結果

令和6年8月

入札・契約に関する不正行為等の有無等に関するアンケート（対象：公社派遣等を除く管理職のみ）

回答数 128名

回答率 94.1%（管理職員数136名 部長級 89.7%（35/39） 課長級 89.9%（93/97））

問1 あなたの職種を以下のなかから選んでください（答えは1つ）。

1 事務等 97名（76%） 2 技術（建築、土木、機械、電気） 31名（24%）

合計128名（100%）

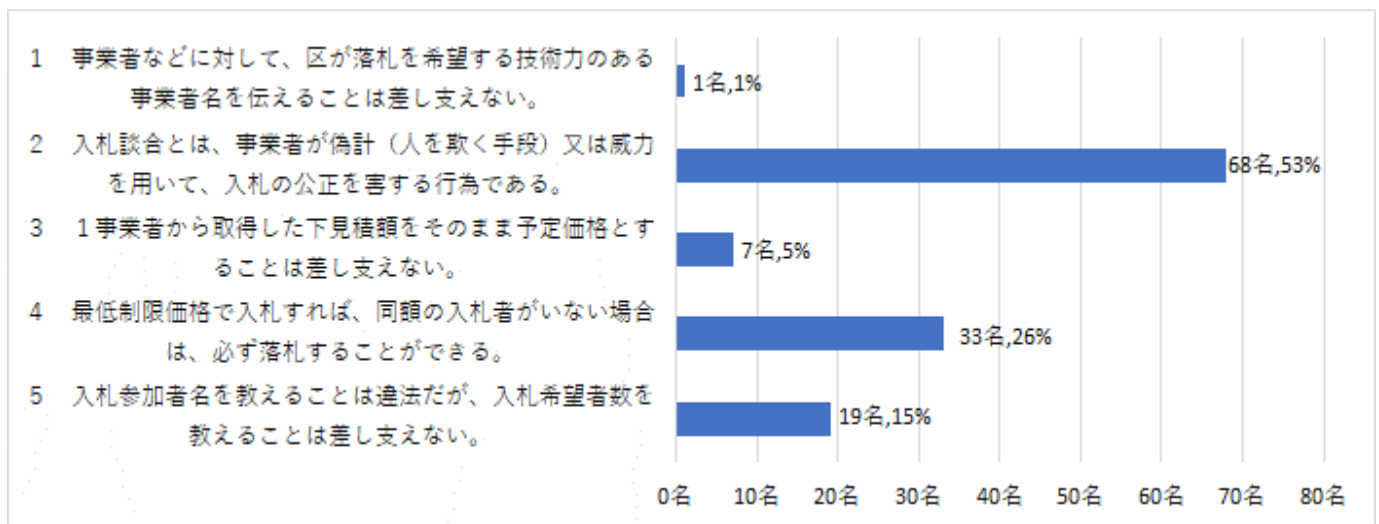
問2 あなたの職層を以下から選んでください（答えは1つ）。

1 部長級 35名（27%） 2 課長級 93名（73%）

合計128名（100%）

問3 入札・契約に関する認識について

問3-1 入札・契約のルールなどについて、あなたが以下のなかから最も妥当と思うものを選んでください（答えは1つ）。



正しく回答できたものは33名（26%）に過ぎなかった。

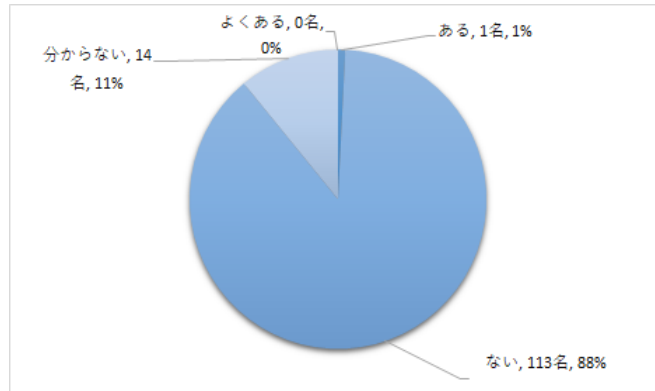
違法行為（選択肢1）又は違法行為の疑いが強いもの（選択肢5）、妥当でない行為（選択肢3）を選択した者が合わせて27名（21%）、違法行為の定義を正しく理解していないもの（選択肢2）を選択した者が68名（53%）いた。

正答は、「4」。「1」は官製談合防止法違反、「5」は地方公務員法（守秘義務）違反となる可能性が高い。「3」については、特定の事業者から取得した下見積額をそのまま予定価格（落札上限価格）とすると、当該事業者のみが落札上限価格を知っていることになり、公共入札の方法として妥当とはいえない。

なお、「2」の入札談合とは、「入札に参加する者同士が事前に相談して、落札者や落札金額を決めて競争を止めてしまう行為（結果的に落札価格が高くなり、公費が浪費されるため、談合罪に該当する）」で、選択肢後段の「事業者が偽計・・・を用いて入札の公正を害する行為」とは、入札妨害罪（刑法96条の6第1項）の説明である。

【以下の質問には、令和3年4月以降今日までの約3年間について、回答を求めた。】

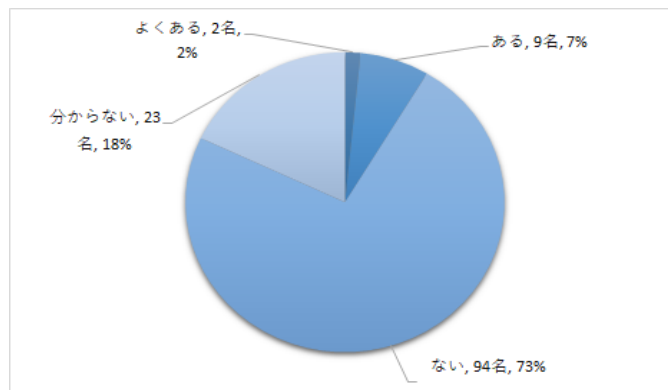
問3-2 あなたは、入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者数及び指名業者名等）が、入札前に外部に漏れていると感じた（または噂として聞いた）ことがありますか（答えは1つ）。



【「ある」の理由】

- ① 落札比率が99%を超える入札が少なくない。

問3-3 あなたは、入札に関して業者間で落札者や落札金額を決めていると感じた（または噂として聞いた）ことはありますか（答えは1つ）。



【「よくある」の理由】

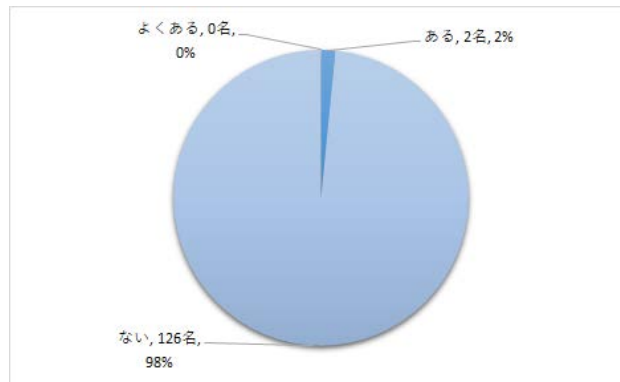
- ① 区内業者のみが入札対象の規模の大きな工事は、1社しか札入れしないことが多い。不調が多い原因の一つとなっている。
- ② 営繕工事で区内工務店がバランスよく受注してるのはおかしい。

【「ある」の理由】

- ① 予定価格内に入札者が1社だけの場合が少なくない。
- ② 金額については、予定価格とほぼ同じ落札価格の契約を見ると、そう感じる。
- ③ 狭い業界では食いつぶれないように数社で回していると先輩に聞いたことがある。
- ④ ひと昔は、入札事業者が順番にローテーションで落札していることが散見されたため。
- ⑤ 落札率が98%のことがあった。確証はないが疑わしい。
- ⑥ 2つの業者が毎年交互に落札する。
- ⑦ 入札前に同業者が別の場所で集まっていたのを見たことある。
- ⑧ 10年以上前のことであるが、入札された価格が近似の価格となることがあった。
- ⑨ 直近のことではないが、そうとう昔に、先輩職員からうわさとして聞いた。

問 4 議員、上司等との関係等について

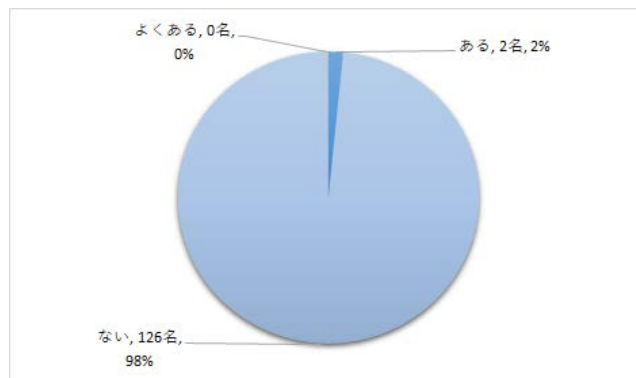
問 4－1 議員から入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者数及び指名業者名等）の提供を依頼されたことがありますか（答えは 1 つ）。



【「ある」事例の概要】

- ① 3 年程前に、当然、答えないが、プロポーザル実施期間中に、参加事業者数を聞かれたことがある。
- ② 予定価格について聞かれたことがあった。

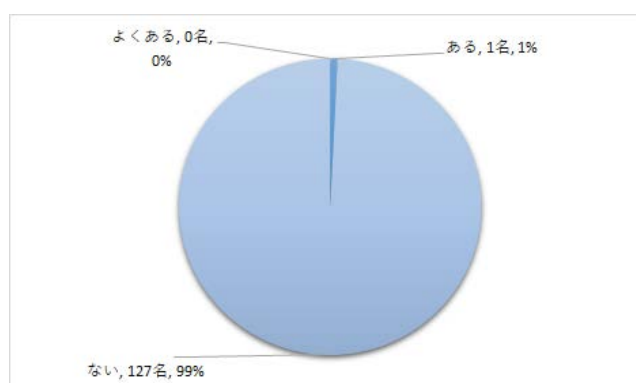
問 4－2 議員から入札・契約に関して、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められたことがありますか（答えは 1 つ）。



【「ある」事例の概要】

- ① 業者との顔合わせを取り持ち紹介商品に類するものが必要だと主張する。
- ② 特定業者の入札参加の打診。

問 4－3 議員から入札・契約に関して、問 4－1 及び問 4－2 以外の特定要求又は不当要求を受けたことがありますか（答えは 1 つ）。



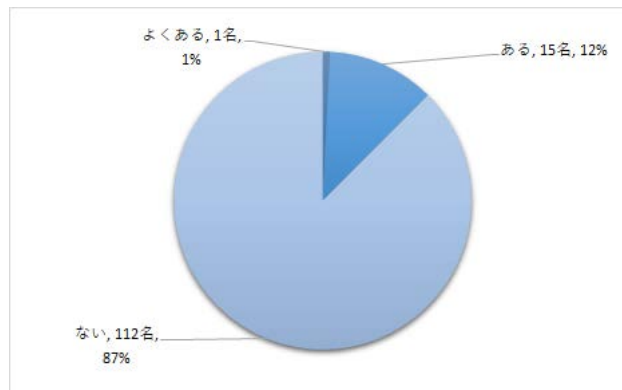
【「ある」事例の概要】

- ① 特定の事業者を入札に加えるよう、仕様書を送るよう、求められた。

※特定要求：正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めることその他法令その他の規程等に違反することを求める要求。

不当要求：暴力行為、どうかつその他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求。

問４－４ 議員から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当しない要求（情報提供等）を受けたことがありますか（答えは１つ）。



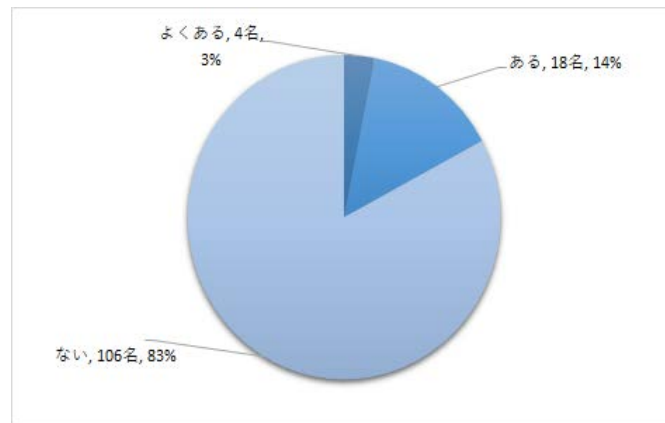
【「よくある」事例の概要】

- ① 契約決定後に入札情報についての問い合わせ。

【「ある」事例の概要】

- ① がんばっている事業者がいるので、指名してもらえないかと検討を依頼されたことがある。
- ② 委託事業を随意契約から新たな事業者を加えたプロポーザルにするよう要求された。
- ③ 事業に関連しそうな事業者の話を聞いてあげてほしい、というレベルの話はある。話を聞いた後の後追い確認のようなものも特にないので、自分の場合、議員は文字通り「仲介だけ」のような存在に留まっている印象。
- ④ 議員の知り合いの業者を紹介され、話を聞いてほしいと言われた。
- ⑤ 業者との面会要請。
- ⑥ 入札の経過など、公表されている情報を求められることがある。
- ⑦ 入札がいつごろ行われるか等。
- ⑧ 議員が懇意にしている事業者の製品を売り込みにきた。
- ⑨ 入札時期や入札条件の情報提供を要求されることがある。
- ⑩ 事業者を紹介されることはままある。
- ⑪ 契約中の事業者は劣っていると言われ、他の事業者を紹介されて面会した。
- ⑫ 特定の事業者の名称をだし「区事業に・・・と言っている」との話を受けた。
- ⑬ ある業種に関する業者を紹介された。
- ⑭ 議員から業者を紹介され、事業の見積もりを取ってみるように促された。その後、見積もり業者の１つとしてその業者も入札に参加した。落札はしていなかった。

問４－５ 議員から入札・契約に関すること以外で、強い心理的圧力を感じる要求を受けたことがありますか（答えは１つ）。



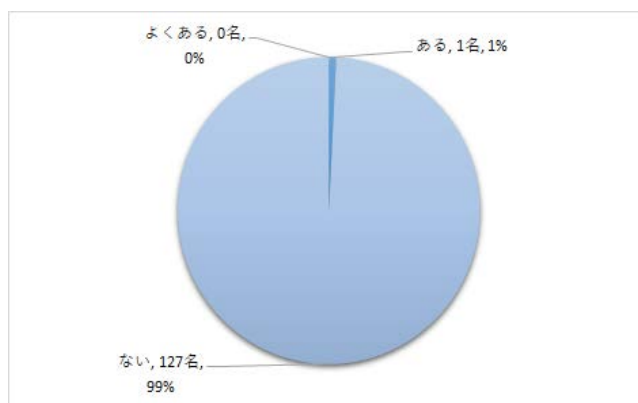
【「よくある」事例の概要】

- ① 些細なことでも執行機関にとって議員からの依頼は全て圧力となる。しかし、圧力がなければ議会軽視となり得ることもあり、地方自治の適正な運営のために必要なことである。
- ② 区民相談の依頼（極めて個別的な事情を有するもの）。
- ③ 「委員会で質問するからよく考えておいて」と言われた。
- ④ 議員の学習会への参加の強要、情報不開示の場合は訴訟に持ち込む、議会で名指しで攻撃。

【「ある」事例の概要】

- ① 滞納交渉への介入。
- ② 前年度以前は、特に事業（懸案事項）の目的達成のために、議員からだけでなく、常に非常に強い心理的圧力を感じていた。
- ③ 特定のチラシを施設に置くように言われた。
- ④ 区としては、公平性、公正性、事務処理上の限界があるにもかかわらず一方的に「〇〇するべき」と強く言われることがある。
- ⑤ 議員の意にそぐわない説明や回答だと、発言を遮って強い言葉で主張されたり、何度も同じ要求を繰り返されたことがある。
- ⑥ 管理する施設の利用に関して陳情があり、一般的な回答をしたところ、「どうなるか、わかっているんだろうな」と言われた。
- ⑦ 控室に呼ばれ、「建物を移転させる」と区ではできないことを委員会答弁しろと迫られた。
- ⑧ 結果報告の際に恫喝とを感じる強い物言いがあった。
- ⑨ 特定事業者の利用について。
- ⑩ 「仲介している区民要望が実現されずに自分が落選したらどうすのか」という趣旨の話があった。
- ⑪ 「次の議会の質問にいれる」と言われたことがある。
- ⑫ ●●議員から理不尽な要求を受けたことがある。
- ⑬ 協議会への参加。

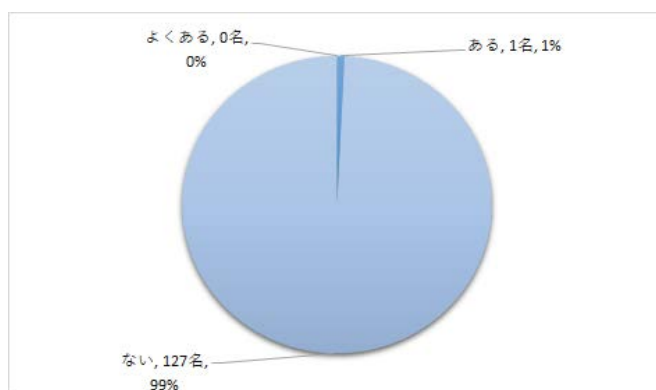
問 4－6 区職員（上司や同僚等）から入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者及び指名業者名等）を聞かれたことがありますか（答えは 1 つ）。



【「ある」事例の概要】

- ① 契約依頼前に上司へ決裁を回すため、その過程で予定価格等は記載項目となっているため。

問 4－7 区職員（上司や同僚等）から入札・契約に関して、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められたことがありますか（答えは 1 つ）。

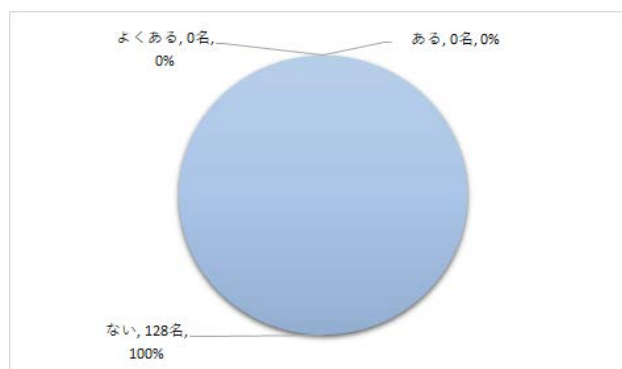


【「ある」事例の概要】

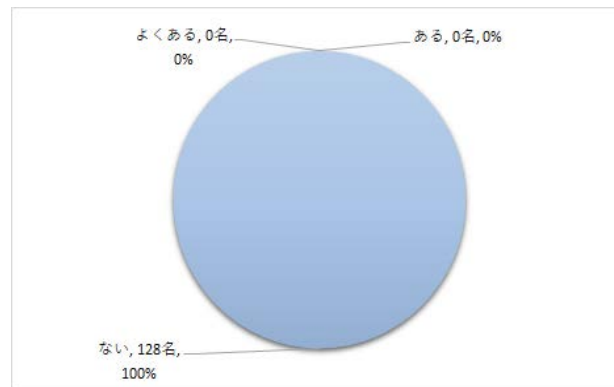
- ① 従前の契約であまりにも対応や内容が悪いものについては、もう契約したくない、ということで、理由を付したうえで次回の指名から外してもらうお願いを契約課にすることはある。

問 5 利害関係者（事業者又は業界団体）とのかかわり方について

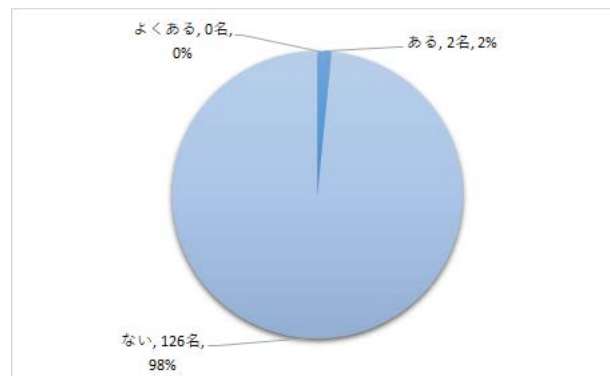
問 5－1 事業者又は業界団体から入札・契約に関する秘密情報（予定価格、最低制限価格、指名業者数及び指名業者名等）の提供を依頼されたことがありますか（答えは 1 つ）。



問５－２ 事業者又は業界団体から入札・契約に関して、特定の事業者を入札で指名するように、又は指名しないように求められたことがありますか（答えは１つ）。



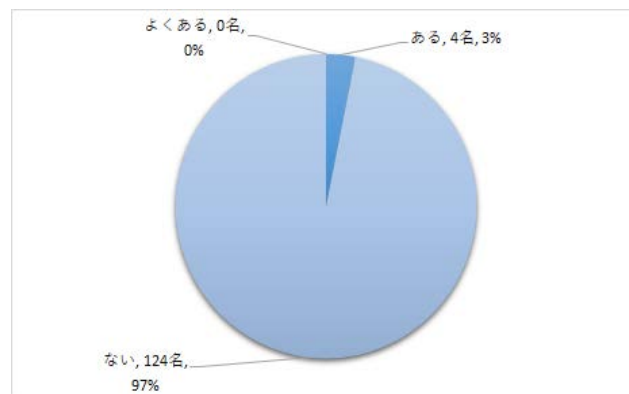
問５－３ 事業者又は業界団体から入札・契約に関して、問５－１及び問５－２以外の特定要求又は不当要求に該当する可能性がある要求をされたことがありますか（答えは１つ）。



【「ある」事例の概要】

- ① 特定の請負業者から、工事成績点や契約金額変更について、過度な要求をされた経験がある。
- ② 事業実績がないことを説明しているにもかかわらず、事業実績がないことを区の責任として継続契約を要求された。

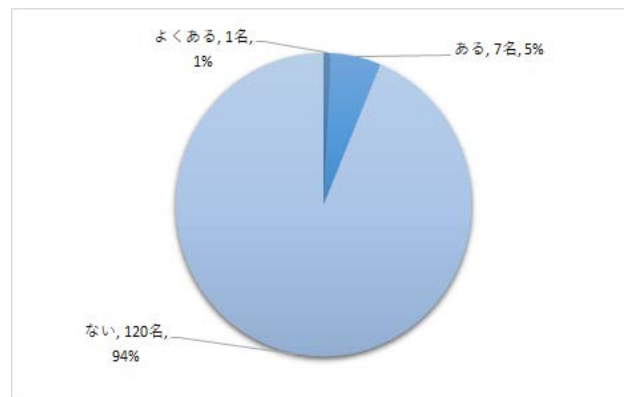
問５－４ 事業者又は業界団体から入札・契約に関して、特定要求又は不当要求に該当しない要求（情報提供等）を受けたことがありますか（答えは１つ）。



【「ある」事例の概要】

- ① 事業者団体の特定のグループに有利になる要求をされたことがある。
- ② 業界要望という名目で区の発注要件に介在する。

問5－5 事業者又は業界団体から入札・契約に関すること以外で、強い心理的圧力を感じる要求を受けたことがありますか（答えは1つ）。



【「よくある」事例の概要】

- ① 区と強い結びつきの団体から、団体が行っている委託業務等について頻繁に要望や注文がある。その中には対応が難しい内容もあるが、断ると区との関係が悪化してしまうため、委託先であるにもかかわらず顔を伺いながら対応しており、団体もそのことを分かっている。

【「ある」事例の概要】

- ① 団体等からの要望・要求等については、実質的に議員等を通じて行われることもあり、心理的圧力を感じることもある。
- ② 団体が議員（政党）を通して団体要望をする場合、特に決算特別委員会等で取り上げられると強い圧力となる。
- ③ 工事契約後に契約金額を大幅に吊り上げないと工事ができないと迫られることがある。
- ④ 議員名を告げられて判断の変更を求められた。
- ⑤ 同等品として認められるか何度も試作品を持ってこられた。
- ⑥ 団体からの要望を必ず実現せよと大声で迫ってくる。
- ⑦ 事業者自身が受領している国庫等補助金の返還を、事業者自身にも問題があるにもかかわらず、事業者自身の対応能力のなさを横におき、区に対して責任を追及する行為をされた。

問6 入札・契約等に関する事件等について

（以下の回答に当たっては、下記の情報を読んだうえで回答してください。）

足立区においては、令和2年2月に主管課契約において特定の事業者と随意契約を結ぶなどの見返りに賄賂を収受した担当職員と当該建設業者の役員が贈収賄罪で有罪判決を受け、令和3年3月には、入札契約に関する予定価格を事業者に漏えいしたことにより、漏えいした課長が停職6か月の懲戒処分を受けました。

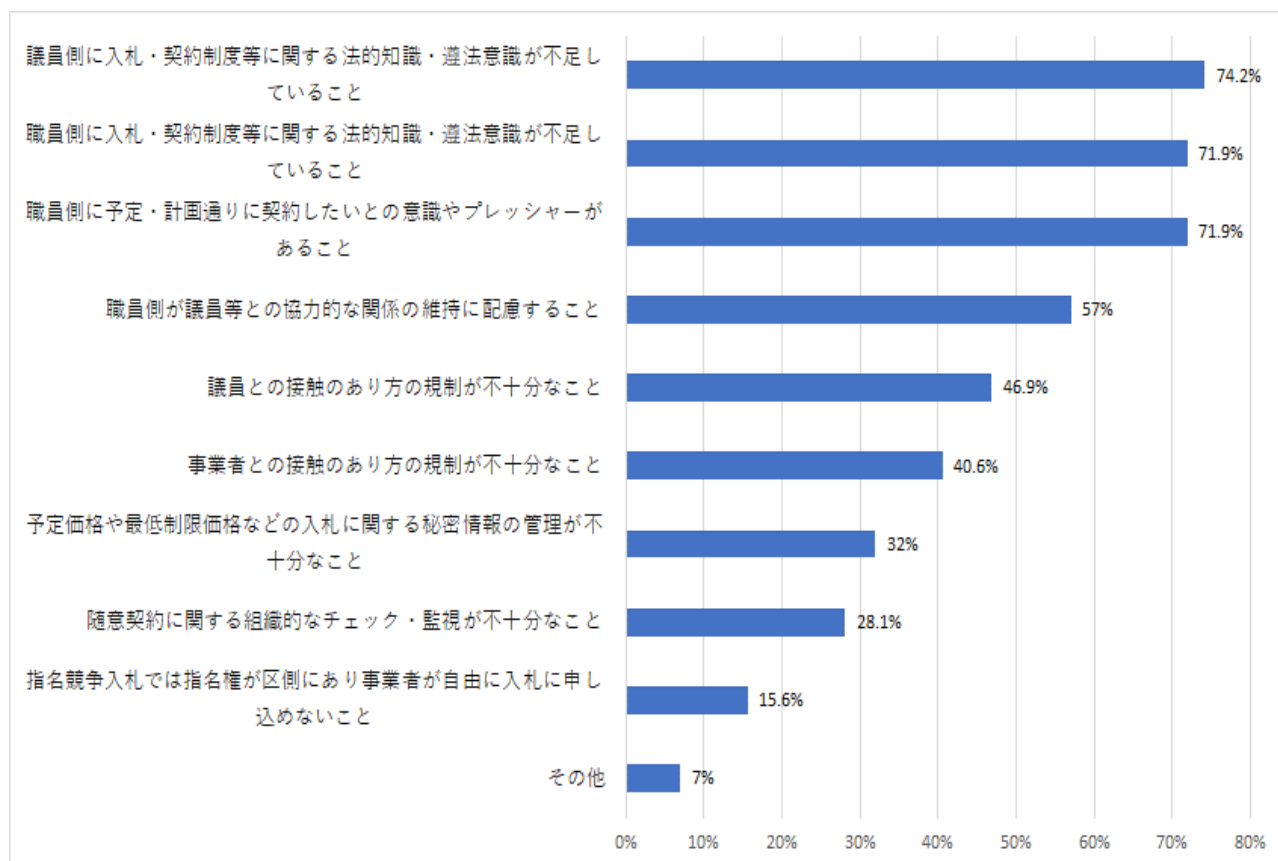
また、江東区で発生した入札に関する秘密情報の漏えい事件（注1）において贈賄罪で有罪判決を受けた事業者が、裁判等において「（足立区でも）指名競争入札で指名されるよう足立区議会議員に口利きを依頼し、指名を受ける見返りに現金を渡していた。」と証言しました。

今年1月、千代田区でも江東区の事件と同様に、事業者の依頼により入札に関する秘密情報の提供を求めた区議会議員の要求に応じて、区の部長級職員が入札情報を漏えいし、当該議員があっせん収賄罪、当該部長級職員が官製談合防止法違反で逮捕され、有罪判決を受けています。なお、千代田区の事件では、他に現職の部長級職員2名、契約課長及び契約係長（いずれも当時）が、有罪判決を受けた部長級職員（当時、区議会事務局長）及び区議会議員の求めに応じ、入札参加事業者名、参加事業者数又は最低制限価格

を推知（推し量って知る）させる情報を教示したとして、停職３か月から５日の懲戒処分を受けています。

※注１ 令和４年４月、江東区で契約担当課長が事業者の依頼により入札情報の提供を求めた区議会議員の要求に応じて入札情報を漏えいし、令和５年に当該議員があつせん収賄罪、事業者が贈賄罪で有罪判決が下され、当該課長が懲戒処分（停職１か月）を受けた。

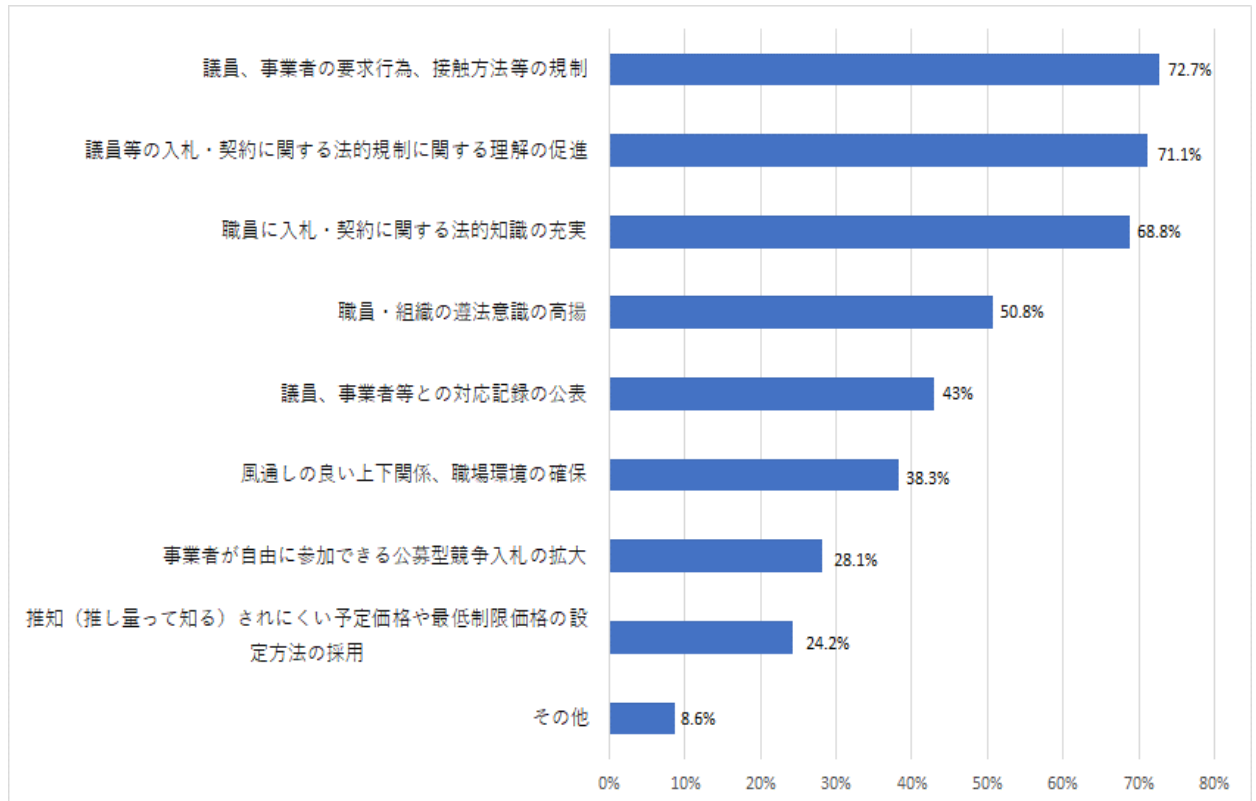
問６－１ 議員や事業者等による入札に関する秘密情報の提供依頼、指名競争入札における指名の口利き及びそれらの依頼等を受けた区職員による漏えいなどの入札に関する不正行為の要因と考える事項を選んでください（あてはまるものはすべて）。



【その他】

- ① 選挙協力した事業者等の意向を受けなければならない議員がいること。
- ② 議員、事業者等からの強い心理的圧力。
- ③ 定期的な研修は役に立つと思います。日々の業務の中で公務員倫理など意識できないこともある。免許の更新と同様に公務員倫理研修などを定期的に行うことが大切です。
- ④ 倫理観の問題では。また、断った場合の議会での仕返しなどされるのではないかと不安感。
- ⑤ 契約事務の煩雑により職員が多忙を極めていること。
- ⑥ 区内業者限定の制限が結果的に区にも業者にも不正行為の悪影響を及ぼしているのではないかと。本当に技術力のある業者に公平に機会を与えることが双方によい結果となるのでは。
- ⑦ 上司によるスケジュール管理が厳しく、確実に契約しなければならない状況にされてしまうこと。
- ⑧ 議会の中で自分の支援団体や支援者の有益性を優先させたい意向をあからさまにする議員がいる。
- ⑨ 上司からの強い指示によるプレッシャー。

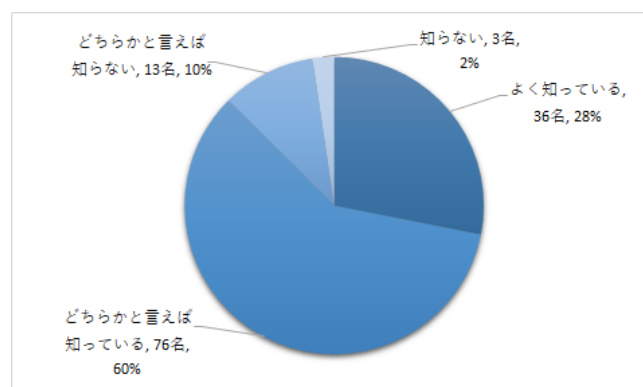
問 6－2 入札・契約等に関する事故防止策として有効と考える事項を選んでください（上位 6 つまで）。



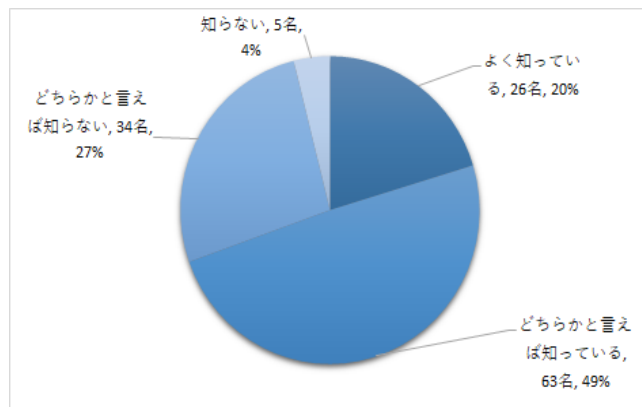
【その他】

- ① 要求のある議員の窓口は特定の職員（総務部課長）のみとすること。
- ② 知識はあるはずなので研修では効果は薄いと考える。
- ③ 議員、事業者等に対しても、コンプライアンス意識の啓発として、研修等を実施すること。
- ④ こちら側がいくら防衛しても、教える側にも、しっかりとした倫理観がなければ解決しない。
- ⑤ 契約事務における職員の負担軽減。
- ⑥ 区内業者の制限→人手不足、人口減少社会に向かっている中で早めに方向転換すべきでは。
- ⑦ 事業者決定方法の見直しが必要、入札制度があるから談合が発生する。
- ⑧ ルール通りに行ったのだからスケジュールが遅れてもしょうがないという上司の寛容さ。
- ⑨ 議員の遵法意識の底上げ。
- ⑩ 自らが問題行動をしていることの認識のない議員への個別指導対応。

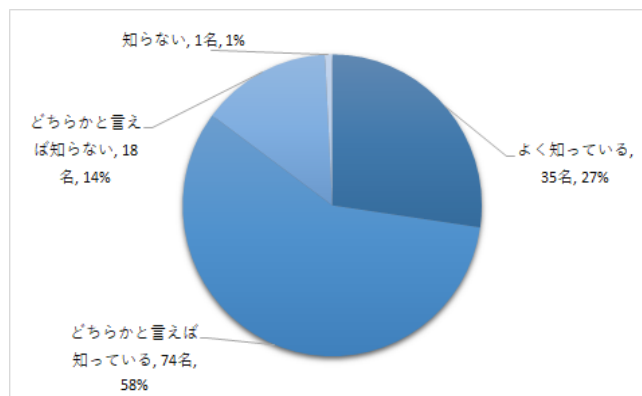
問 6－3 「利害関係者等との接触の指針」の具体的な内容について、どの程度知っていますか（答えは 1 つ）。



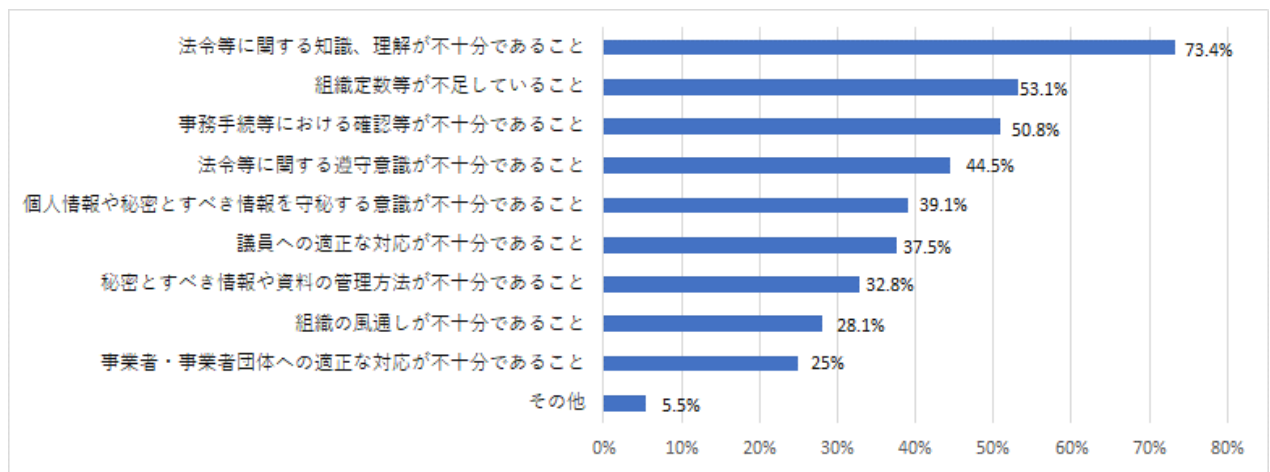
問 6－4 「提言、要望等に関する取扱規程」の具体的な内容について、どの程度知っていますか（答えは1つ）。



問 6－5 「足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱」の具体的な内容について、どの程度知っていますか（答えは1つ）。



問 7 職員倫理上、組織運営上の課題として重要と考える事項を選んでください（上位6つまで）。

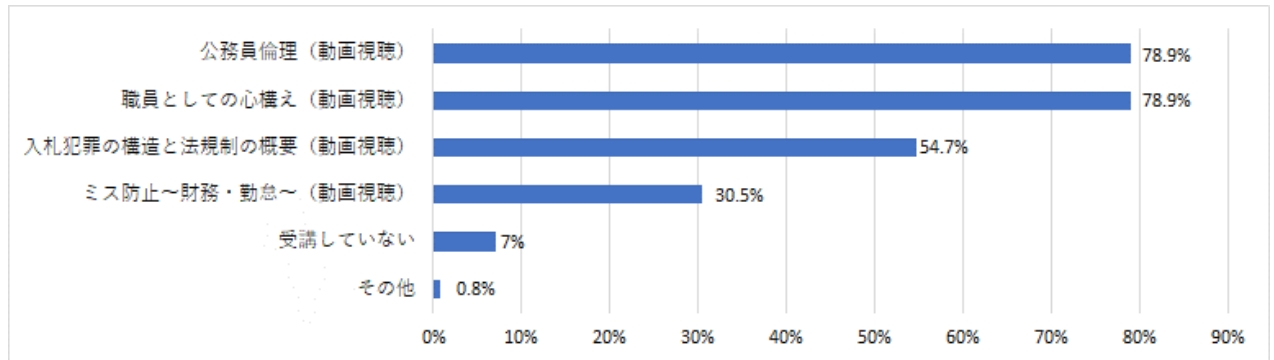


【その他】

- ① 「風通し」とは、一方通行ではなく、上下双方向に風が流れることをいう。 倫理を突き通せば最後は守ってもらえるという組織の心理的安定性が一層必要なのではないか。
- ② 職員だけでなく、議員、事業者等に対しても、コンプライアンス意識の啓発が不十分であること。
- ③ 業務量を減らし、負担感軽減をはかること。それが心の余裕を生む。
- ④ 区全体としても各職員としても、組織運営上の最重要課題としてそもそも位置付けていないこと。

- ⑤ 仕事の量が多くこなせきれず職員が疲弊し思考停止になっている。
- ⑥ 余裕を持ったスケジュール管理。
- ⑦ トップダウン強権的指示。

問 8 昨年度、受講した公務員倫理に関する研修について、あてまるものをすべてお答えください（ただし、受講していない場合は6に〇のみ）。



【その他】

- ① 昨年度受講した研修の詳細を記憶していない。

※ 職員としての心構え（動画視聴）：

全職員（会計年度任用職員等を除く）を対象に4年に1回ローテーションで受講。内容は、①利害関係者等との接触に関する指針 ②足立区における個人情報の取り扱いルール ③個人情報の漏えいの影響と防止策（外部講師） ④CSマインド向上（外部講師）

※ 公務員倫理（動画視聴）

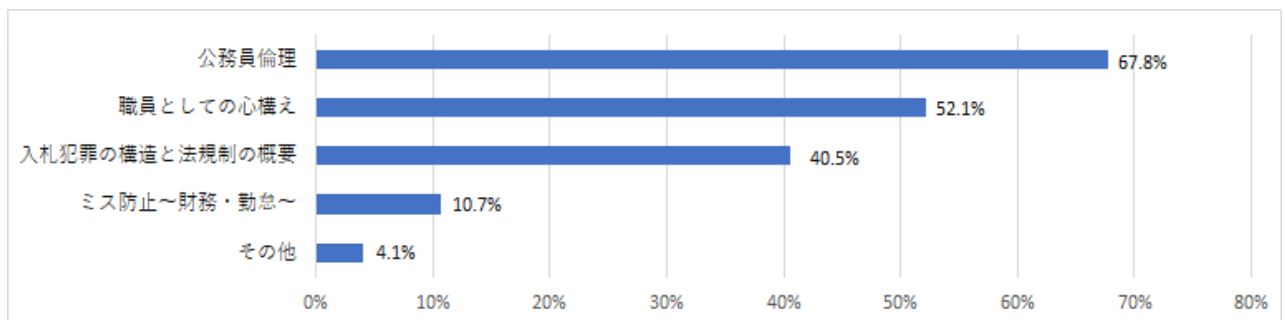
係長級以上の職員を対象に3年に1回ローテーションで受講。内容は、①人事課長メッセージ ②汚職等事故防止・ハラスメント防止（外部講師） ③公務員倫理（外部講師） ④内部公益通報制度の運用

※ ミス防止～財務・勤怠～（動画視聴）

対象は部別割当職員（割当職員以外も任意受講可）。内容は、①物品契約事務 ②工事契約事務 ③予算事務 ④収入事務 ⑤支出事務 ⑥勤怠管理

※ 入札犯罪の構造と法規制の概要：全ての管理職及び係長級職員を対象に令和5年11月9日から開始された入札に関する法令の解説及び入札犯罪の実例等に関する研修

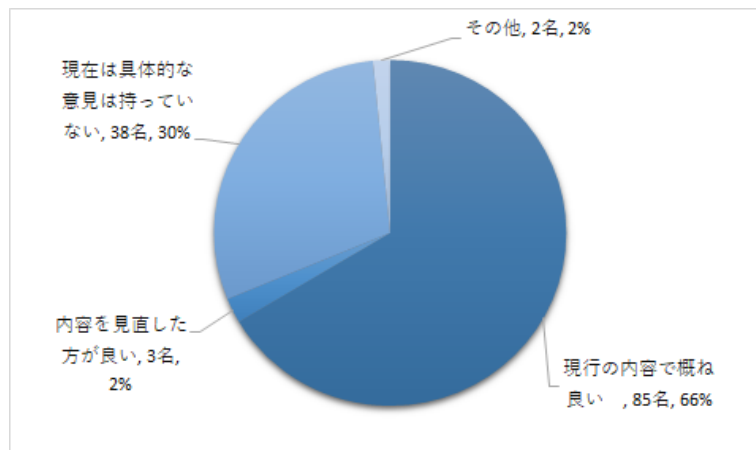
問 9 これまでに受講した公務員倫理に関する下記の研修のなかで、有益だった研修を選んでください（答えは2つ）。



【その他】

- ① 受講していない。
- ② 動画視聴は有益とは思わない。
- ③ 昇任時研修（新たな役職になるときに確認することは効果的だと思う）。

問 10 公務員倫理に関する研修（Webによる研修を含む）内容について、妥当と考えるものを選んでください（答えは1つ）。



【「内容を見直した方が良い」の具体的な提案】

- ① 違反した際の具体的な処罰（不利益）等を強く認識させる事を加える。
- ② 資料を読むだけなら動画は不要。
- ③ 毎回、同じような内容でマンネリ化しているため。

【その他】

- ① 倫理は普段の職場で繰り返し説くもの。
- ② 受講していない。

問 11 【自由意見】入札・契約制度、公務員倫理等に関して、ご意見があれば、自由にご記入下さい。

- ① 地域条件などの技術以外の入札条件は緩和し、より多くの事業者が入札に参加できるようにし、競争性を高めるべき。物品、委託の入札には公募型など、自由に参加申し込みができる入札を拡大するべき。また、最低制限価格の設定方法も推知されやすいなどの問題があり、見直すべきと考える。
- ② 職員個々の人間性と、組織の心理的安全性に尽きる。後者は双方向の風通しが重要。自分も含め、風上に居る人間は風を「逆風」と捉えがちだが、あらゆる風を順風と捉える気構えを持っていたいと思う。
- ③ 個々の職員は仕事に追われ判断が鈍るため、組織として対応していくべき。
- ④ 職員だけでなく、議会側に議員への対策を求める必要もあるはず。自分はあまり契約・入札で議員等から要望を受ける立場にいないが、そういった所管の担当となり、日々議員や事業者から要望等受ける立場にいる方がいるとすれば、心底大変だろうと心中お察しする。
- ⑤ 職員の啓発は、継続的实施が重要だと思います。議員・事業者等に対しても、意識啓発を行うことが必要だと思います。
- ⑥ 研修は内容というよりは、公務員としての自覚や倫理観について考える時間であればよいと思います。
- ⑦ 昨今、考える力が低下している。前例をそのまま踏襲したいところだが、考えていないものゆえ、同じようにも物事が進まない。ゆえにミスも起こる。また、動画視聴とは意味があるのか疑問である。きちんと時間を取って学ばないと、BGMにしかならない。研修をすれば防げるというような短絡的なものではないと思います。

- ⑧ 当たり所が悪ければ、対応する人間や相手の物の言い方によっては負けてしまう人間もいると思うので、圧力をかけてくる側の倫理観を高めてそのような機会を減らしていった方が良い。
- ⑨ コンプライアンスを常に意識して行動しましょう。
- ⑩ 職員が減らされ、新たな業務が増え職員に余裕がない。本来なら係長・課長がしっかり法制度、倫理等を熟知し、職員一人ひとりに落とし込む仕組みにしないといけないが、係長・課長もいっぱいいっぱいになっていて担当者任せとなっている。
- ⑪ 営繕工事の区内事業者縛りはやめた方が良い。
- ⑫ 現在も実施していると思うが、定期的、繰り返しの研修実施が重要。
- ⑬ 入札契約制度については詳しい研修が必要と思う。
- ⑭ 議会や関係団体を尊重することは理解しているが、より丁寧に、より意を汲むようにとしている結果、逆らえない、断れない関係になってしまっている。